

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、自動車部品の製造、販売を主要な事業として「確かな品質 誇れる技術」、「魅力ある製品を創出し社会に貢献する」を経営理念とし、株主・取引先・社員・地域社会さらに広く世界に貢献する企業を目指しております。
その実現のために、お客様をはじめとして広く社会から安心と信頼を得るために「コンプライアンス経営によるリスク管理」体制を導入し、企業活動において透明性・公平性を推進しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
トヨタ自動車株式会社	17,629,851	19.81
東京急行電鉄株式会社	11,644,316	13.08
アイシン精機株式会社	11,254,000	12.64
三菱UFJ信託銀行株式会社(常任代理人 日本マスタートラスト信託銀行株式会社)	3,559,000	4.00
日本トラスティー・サービス信託銀行株式会社(信託口)	2,422,000	2.72
株式会社豊栄商会	2,263,000	2.54
シロキ工業持株協力会	2,160,759	2.43
日本生命保険相互会社	1,920,197	2.16
シロキ工業従業員持株会	1,229,011	1.38
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,142,000	1.28

支配株主(親会社を除く)の有無更新 ———

親会社の有無更新 なし

補足説明

上記大株主の状況については、基本的に直前事業年度末(平成23年3月31日末)に基づき記載しております。但し、東京急行電鉄株式会社が平成23年4月8日に当社株をトヨタ自動車株式会社及びアイシン精機株式会社に譲渡し、三社の所有株式数が大きく変動した為、前記三社については提出日現在の所有数を記載しております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分 東京 第一部、名古屋 第一部

決算期 3月

業種 輸送用機器

直前事業年度末における(連結)従業員数 1000人以上

直前事業年度における(連結)売上高 1000億円以上1兆円未満

直前事業年度末における連結子会社数 10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態 監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数 21名
 定款上の取締役の任期 1年
 取締役会の議長 社長
 取締役の人数 更新 15名
 社外取締役の選任状況 選任している
 社外取締役の人数 更新 1名
 社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 0名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
越村 敏昭	他の会社の出身者		○	○	○	○				

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b 他の関係会社出身である
- c 当該会社の株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者である
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	当該社外取締役を選任している理由(独立役員に指定している場合は、独立役員に指定した理由を含む)
越村 敏昭		東京急行電鉄株式会社 代表取締役会長	東京急行電鉄株式会社との資本関係に基づき、これまで培ってきた経営経験、幅広い見識等を当社の経営に取り入れるため、当社の社外取締役として選任しております。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無 設置している
 定款上の監査役の員数 4名
 監査役の人数 4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

年度初めに、会計監査人と監査役は、相互に監査計画を提示し意見交換を行っております。第2四半期および第4四半期は、監査報告会を開催し、会計監査人から監査内容について説明を受けるとともに、情報の交換を行うなど連携を図っております。また、期中においても会計監査人から監査指摘事項や当社の課題について報告を受け、意見交換を行っております。

監査役は、会社の業務および財産の状況の調査その他の監査職務の遂行にあたり、内部監査部門等と定期的な情報交換会を開催するなど、

実効性のある監査を実施するよう努めております。

社外監査役の選任状況 選任している

社外監査役の人数 3名

社外監査役のうち独立役員に指定されている人数 1名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
古川 俊雄	他の会社の出身者									○
増井 敬二	他の会社の出身者		○	○	○	○				
伊藤 慎太郎	他の会社の出身者		○	○		○				

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b その他の関係会社出身である
- c 当該会社の大株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものである
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	当該社外監査役を選任している理由(独立役員に指定している場合は、独立役員に指定した理由を含む)
古川 俊雄	○	独立役員に指定しております。	三菱UFJ信託銀行株式会社出身であり、同社における豊富な経験、幅広い見識等を当社の監査業務に反映していただくため、当社の社外監査役として選任しております。同氏は、当社との間に特別な利害関係がないことから、一般株主と利益相反が生じるおそれがなく、独立した立場から監査役の職務を十分に果たすことができるものと判断しております。また同氏は、東証証券取引所の「上場管理等に関するガイドライン」に規定する独立役員の基準を満たしていると判断しております。
増井 敬二		トヨタ自動車株式会社 常務役員	トヨタ自動車株式会社の常務役員であり、同社における豊富な経験、幅広い見識等を当社の監査業務に反映していただくため、当社の社外監査役として選任しております。
伊藤 慎太郎		アイシン精機株式会社 常務役員	アイシン精機株式会社の常務役員であり、同社における豊富な経験、幅広い見識等を当社の監査業務に反映していただくため、当社の社外監査役として選任しております。

【独立役員関係】

独立役員の数 1名

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 実施していない

該当項目に関する補足説明

業績に伴う報酬につきましては、役員賞与にて対応しております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況 個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

取締役の年間報酬総額234百万円(内社外取締役 6百万円)
監査役の年間報酬総額 44百万円(内社外監査役26百万円)

報酬の額又はその算定方法の決定方針の
有無 なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

重要な案件については、適宜取締役または常勤監査役から事前に説明を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

毎月1回開催される常務会ですべての重要事項が協議され、取締役会に諮る必要がある重要な案件については、取締役会に上程し最終的な意思決定を行っております。取締役15名(うち社外取締役1名)で構成する当社取締役会は、法令・定款および取締役会規定の定めによる会社の経営方針および業務執行上重要事項を議決するとともに、取締役の職務の執行を監督しております。

監査役は重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するため、取締役会、その他重要な会議に出席するなど、取締役の職務執行を監査できる体制をとっております。

内部監査につきましては、各業務部門から独立した監査部が内部管理体制の適切性、有効性を検証し、必要に応じて問題点の改善に関する助言、勧告を行うとともに、その結果を社長に報告する体制をとっております。なお、監査役と会計監査人は、定期的及び内容に応じて適時に意見交換をおこなっており、また監査部が実施した内部管理体制の適切性等の検証に係る報告内容を閲覧し、必要に応じて各業務部門から報告を受けております。

当社の会計監査人は有限責任 あずさ監査法人であり、経営情報や会計情報を随時提供し、情報の共有化を図ることで適切かつ公正な監査が行われるよう努めております。

当社は有限責任 あずさ監査法人に平成22年度の監査証明業務に基づく報酬を53百万円支払っております。

会計監査業務を執行した公認会計士は、安藤泰行、中村哲也であります。また当社の会計監査に係る補助者は公認会計士3名及びその他7名であります。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

コーポレートガバナンスを「株主にかわって、経営の効率化や適正性をチェックする仕組み」と捉え、当社は株主総会および取締役会、会計監査人のほかに監査役、監査役会を設置しており、加えて各業務部門から独立した監査部を設置しており、この仕組みがコーポレートガバナンスに最も適したものと考えております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

補足説明

集中日を回避した株主総会の設定 平成23年6月23日

2. IRに関する活動状況

補足説明

代表者自身による説明の有無

個人投資家向けに定期的説明会を開催	名古屋証券取引所および証券会社主催の各種IRイベントに出展しています。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	決算説明会を定期的(第2四半期決算、第4四半期決算の年2回)決算報告に加え、経営戦略の説明を行なっています。	あり
IR資料のホームページ掲載	ホームページにIR専用ページを設け、有価証券報告書、決算短信など、投資家に有用と思われる情報の掲載を行なっています。	
IRに関する部署(担当者)の設置	総務部庶務室をIR窓口の担当部署とし、経理部など関連部署との連携によりIR活動を推進しています。	
その他	証券アナリストの取材への対応、投資家との個別面談など随時実施しています。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

補足説明

環境保全活動、CSR活動等の実施	自動車部品メーカーとして、開発から生産活動を通じて、環境方針に基づき、全社で環境保全活動を実施しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	経営の透明性向上をはかるために、株主、お取引先、従業員、地域社会に企業情報を適切かつタイムリーに開示提供することに努めております。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

株主総会をはじめ、取締役会、監査役会、会計監査人などの法定機能に加えて、コンプライアンス体制・内部監査の仕組みを整備し、企業活動全般について法律面や企業倫理面からチェックを行い、透明性、公平性の高い経営の実践に向けて推進しております。

法律上の機能である監査役に加えて、当社における経営の諸活動の全般にわたる管理・運営の現状をチェックするための内部監査担当部署を設置し、基本的な心構え・行動指針を「シロキコンプライアンス・マニュアル」「各部門行動指針」として、制定し、法令等の遵守、財産管理、その他リスク管理を中心グループを含めた管理を展開いたしております。

なお、平成18年(2006年)5月12日の取締役会において、内部統制の整備に関する体制について決議いたしました。その後、新たに実施された内部統制に係る社内体制やコンプライアンス相談窓口の設置および反社会的勢力との関係遮断について追加記載するなど内容の見直しを行い、平成23年(2011年)4月28日に改定致しました。

(1) 取締役及び従業員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制、株式会社の業務の適正を確保するための体制

1 当社は「コンプライアンス・マニュアル」において、『コンプライアンスとは、単なる法令遵守にとどまらず、倫理や環境問題などを含めて、役員・従業員一人一人が意識をもって行動し、企業の社会的責任を果たしていくもの』と定めている。当社はこの認識に基づき、法令、倫理、そして社会規範などの遵守により、公正で透明な企業活動の実現と市民社会との調和を図る。

2 当社はコンプライアンスを経営の最重要課題と位置付け、その実践のためにコンプライアンス教育・指導および監査を実施するとともに、各部門の諸規定を整備しその遵守を徹底する。

3 コンプライアンスおよび内部統制の状況については、定期的に取り締役に報告する。

4 コンプライアンス相談窓口を設置し、コンプライアンスに関わる相談に応じるとともに、法令遵守ならびに企業活動に関する諸問題の発見と解決を図る。

5 当社は、反社会的勢力および団体との取引など、一切の関係を拒絶する。

6 取締役会規則及びその付議基準を整備し、経営上重要な事案が適時、適切に付議されるよう、全取締役および各部門の管理監督者にその厳格な運用を徹底する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に対する体制

1 取締役は法令に則り株主総会議事録、取締役会議事録等を保存するほか、社内文書規定を整備し、経営情報、稟議関係書類等を各所轄部署において適正に保存・管理する。

(3) 損失の危険の管理に関する規定その他の体制

1 当社は、コンプライアンス、品質、事故、自然災害、環境等に係るリスクについて、必要な管理規則やガイドライン等を制定する。また、それぞれの所管部署は、マニュアルの作成・配布、研修の実施等によりリスクを極小化させる努力を行なう。さらに、取締役会は新たに生じたまたは生じる恐れのあるリスクへの対応が必要な場合は、速やかに対応責任者となる役員を定める。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制

1 当社、取締役会において取締役の業務分担を決議し、取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保する。また、業務分掌規則を定め、各部門の職務の執行が効率的に行なわれる体制を整備する。

2 当社は年度毎の会社方針を定め、各部門の方向性の統一を図るとともに、予算を策定し、資金、要員等の経営資源を効率的に配分する。

(5) 企業集団における業務の適正を確保するための体制

1 当社は経営理念、経営方針を子会社に周知するとともに、子会社が適切な内部統制の整備を行うよう指導する。また必要に応じ、取締役を子会社の非常勤取締役に就任させる等の手段により業務の適正を確保するよう努める。

2 子会社の経営を管理する部署を設置するほか、内部監査部門は必要に応じ子会社の監査を行い、業務の適正を確保するよう努める。

(6) 監査役スタッフおよびその独立性に関する事項

1 監査役の要請があった場合、監査役の職務を補佐するスタッフを必要な人数配置する。また、その場合当該スタッフの人選・評価は、監査役の同意を得るものとする。

(7) 取締役・従業員の監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

1 取締役は当社の目的外の行為、その他の法令もしくは定款に違反する行為、または著しい損害の生じる恐れのある事実を発見したときは、直ちに監査役に報告する。

2 取締役および従業員は、職務の執行状況等について監査役から質問等があった場合は、直ちに調査し回答する。

(8) 監査役が実効的に行なわれることを確保するための体制

1 取締役および従業員は、監査役の要請に基づき、必要な会議体への出席を得るとともに、重要書類を閲覧に供する。また、監査役の監査に関して必要な時間を確保するとともに、指摘事項にかんしては適宜、改善・対応する。

2 監査役は監査計画や監査の状況を取締役に報告する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、健全な社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対し、グループ全体で毅然とした態度で対応します。また、反社会的勢力との接触を回避するとともに、不当な要求に屈することなく、法的手段により解決をはかります。

当社の反社会的勢力の対応統括部署は総務部とし、社内での啓蒙活動を進める他、警察、弁護士等外部機関との連携を強化し、情報交換、研修への参加など対応を推進しています。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無 なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項
